学位請求論文審査の要旨

報告番号　　甲　第　　号

氏名　　中村　雄輝君

論文題目　　Structural Violence and Evil as a Social Action

審査担当者

主査　　慶應義塾大学文学部教授・社会学研究科委員
文学修士　　浜　日出夫

副査　　慶應義塾大学法学部教授・社会学研究科委員
博士（社会学）　　澤井　　敦

副査　　Professor, Department of Sociology, University of California, Berkeley
Ph.D. (Sociology), Harvard University　　John Lie

Ⅰ　本論文の構成

本論文の構成は以下のとおりである。

1. Introduction

2. A Structural Conception of Violence

2.1 What is violence?

2.2 An examination of the Triangle of Violence

2.3 The Concept of Structure in Structuration Theory

2.4 Beyond Giddens' Structuration Theory

2.4.1 Sewell's Reformulation of Structure

2.5 Mechanisms of Structural Violence

2.6 The Role of Analytical Dualism and Structural Violence as an unintended consequence

3. Evil as a Social Action

3.1 The Role of Agency in Structural Violence

3.2 Unintended Consequences of Action
3.3 The Types of Evil Doing
3.4 Nonautonomous Evil
3.5 Autonomous Evil
3.6 A Reformulation of Nonautonomous and Autonomous Evil
4. Violence, Emergence and Accountability
4.1 Violence as an Emergent Property
4.1.1 The Elements of Emergence
4.1.2 Diachronic Emergence
4.2 The Types of Emergent Properties
4.2.1 Structural Emergent Properties
4.2.2 Cultural Emergent Properties
4.2.3 Agential (People's) Emergent Properties
4.3 Complex Social Situations of Violence
4.3.1 Interchangeability and Cycles of Violence
4.3.2 Corporate Cases
4.3.3 Structural Violence as the Unintended Consequences of Action
4.3.4 The Problem of Accountability
5. Conclusion

Ⅱ　本論文の概要

1 章「**Introduction**（はじめに）」では、問題の背景と本論文の目的が示される。

まず問題の背景としては、社会学において暴力という現象はこれまでも扱われてきたものの、いわば残余範疇として、権力・官僚制・国家等々に付随する現象として扱われてきており、独立した主題としては論じられてこなかったことが述べられる。本論文は暴力それ自体を主題として取り上げ、暴力の社会学理論を打ち立てることを目的としている。そのさい加害者を特定することがむずかしい構造的レベルの暴力と、加害者が明らかである個人的レベルの暴力の間の連関を理論的に解明することが課題として設定される。

2 章「**A Structural Conception of Violence**（暴力の構造的概念）」ではまず構造的レベルの暴力を取り上げ、それと個人レベルの暴力の連関を捉えるための理論モデルの検討がなされる。

暴力は、それを狭義に理解するなら、個人が意図的・物理的・直接的に他者を傷つける行為

として捉えられる（喧嘩、レイプ、殺人など）。本論文では、制度・社会構造などの結果として生み出される、実行者を特定することができない構造的レベルの暴力（貧困、飢餓、大量虐殺、戦争など）も暴力の一形態として捉えるためにガルトゥングの「構造的暴力」の概念が導入される。

ガルトゥングは暴力を「可能性と現実との間の、つまり実現可能であったものと現実に生じた結果との間のギャップを生じさせた原因」と定義し、直接的暴力・構造的暴力・文化的暴力に分類している（「暴力の三角形」）。著者は、ガルトゥングの限界として、直接的暴力と構造的暴力の間のギャップが架橋されていないことを挙げている。このギャップを架橋するために、行為と構造の二元論の克服を目指している、ギデンズの構造化理論、およびアーチャー、セーウェルらによるその最近の展開が参照される。

ギデンズは、行為と構造の二元論的対立を克服するために構造化理論を展開した。それは構造を、行為を可能にするものであると同時に、行為によって再生産されるものと捉えるものである。著者は、ギデンズの構造概念の問題点として２つ挙げている。ひとつは、ギデンズが行為と構造の二元論を乗り越えるために、両者の相互浸透性を強調した結果、両者の概念的独立性が失われていることである。その結果、両者の相互関係を分析することが困難になると同時に、構造化プロセスに含まれる時間的な継起関係を捉えられなくなっていることが指摘される。

この問題を解決するために、著者はアーチャーによる「形態生成的アプローチ」を導入する。それは構造と行為を分析的に独立したものと捉え、両者の相互関係を分析する「分析的二元論」の立場に立つものである。これにより行為と構造の関係は同時的循環関係としてではなく、時間的継起関係として捉えられるようになり、構造的暴力は、行為が構造的エラボレーションを引き起こし、はじめに行為を条件づけた構造とは違う構造を意図せざる結果として生み出す構造生成のプロセスとして捉えられる。

ギデンズの構造概念のもうひとつの問題点は、それが観察可能なシステムと対比して、観察不可能な「資源と規則」として定義されていることに関わる。構造的暴力には、観察不可能な観念的構造だけではなく、観察可能な物質的構造も関わっており、この両者を含む構造概念が必要であるとされる。このために著者は、セーウェルによるギデンズの構造概念の修正を採用する。セーウェルは構造を観察可能な「資源」と観察不可能な「シェーマ」からなるものと定義し直し、観察可能な物質的構造と観察不可能な観念的構造の両者を含む構造概念を展開している。ホロコーストは反ユダヤ主義という観念的構造と官僚制的組織という物質的構造のいずれかのみによって引き起こされたのではなく、両方の構造があってはじめて可能となったので

ある。

3 章「**Evil as a Social Action**（社会的行為としての悪）」では、この理論モデルに個人的レベルの暴力を組み込むことが試みられる。これによって本章は「人はいかにして「善」であるにもかかわらず意図と関わりなく他者に危害を加える社会過程を生み出すのか」という問題に取り組む。

著者は個人的レベルの暴力を捉えるために、ガルトゥングの「直接的暴力」の概念に代えて、キークスの「社会的行為としての悪」という概念を採用する。悪とは「（意図的であれ非意図的であれ）他者の意思に反して他者に危害を加える社会的行為」である。キークスは、社会的行為としての悪を「自律的悪」と「非自律的悪」に分類している。自律的悪とは「悪として認識されており意図的に為される悪」であり、非自律的悪とは「自分の行為が悪であることを認識していないエージェントによって為される悪」である。後者は、官僚制的組織の一員として為される近代的形態の悪であり、しばしば「命令に従っただけ」「職務を遂行しただけ」「そうするしかなかった」という言い訳がなされる。

著者はホロコーストに関する相対立する説明を例として挙げる。

ホロコーストの説明としては、アレント、バウマンに見られるように、それを官僚制的構造の結果として、したがって個人のエージェンシーの外にある構造的影響の産物として説明するやり方が社会学においては主流をなしている。これに対して、ゴールドハーゲンは「ドイツ人がそれを望んだゆえにホロコーストは起きた」として普通のドイツ人の積極的な意図を強調している。著者はホロコーストを自律的悪に還元するゴールドハーゲンの説明も、非自律的悪として説明するアレントやバウマンの説明も、出来事の半面しか捉えていないとみなす。著者によれば、「悪はつねに自律的悪と非自律的悪の両方からなり、状況によってその程度が異なるだけであり、悪の完全な説明は個人の意図と構造的影響のふたつの次元をともに考慮に入れるものでなければならない」。著者は非自律的悪の中の自律的要素の存在を示すものとして、アルフォードによるミルグラム実験の再解釈を取り上げている。ミルグラム実験は、伝統的にはいかに普通の人間が外的な力の影響によって他者に危害を加えるかを示したものと解釈され、これがバウマンらの説明の根拠となってきた。これに対して、アルフォードは「良き市民は（実験者の指示を）自らのサディズムを表現するための口実として利用した」として、命令に従うことにおけるサディズムの役割を指摘している。バウマンとゴールドハーゲンの説明はそれぞれ同じプロセスの一側面を捉えたものであり、両者の知見は相互補完的であるとされる。

加害者を特定することがむずかしい構造的暴力においては責任の所在を明確にすることがしばしば困難である（「命令に従っただけ」「職務を遂行しただけ」）。4 章「**Violence, Emergence and Accountability**（暴力、創発、責任）」では、暴力が存在しているけれども責任の帰属が困難であるような「複合的な社会的状況」における責任の配分について考察するために創発理論が導入される。

「創発」とは下位のエージェントの相互作用の結果、下位のエージェントがもたない特徴や因果的な力を上位のエージェントがもつようになることをさしている。著者はアーチャーやエルダー - バスの創発理論を参照しつつ、個人エージェント／集合的エージェント／組織的エージェントを区別する。

個人的エージェントは社会的世界のもっとも下位の構成要素であり、個人的エージェントの相互作用の結果として、集合的エージェント、組織的エージェントが生み出される。集合的エージェントは若者のギャングの暴力に見られるように、対面的集合的暴力に現われるものであり、構造の観念的次元により依存している。組織的エージェントは企業犯罪に見られるような、組織的レベルでの暴力に現われるものであり、構造の物質的次元により依存している。そして、構造的暴力の加害者のいない性格はより下位のレベルで相互作用するエージェントの物質的・観念的エラボレーションの創発特性として説明される。

この創発特性の多層的なネットワークの中で暴力の責任の配分および和解の可能性が考察される。責任の配分に関しては、暴力の構造的次元と個人的次元の両方を考慮する二元的解決の必要性が述べられ、和解の条件としては、被害者側・加害者側双方の条件とともに、和解の文化の必要性が論じられる。

5 章「**Conclusion**（結論）」では全体の要約がなされる。

Ⅲ　本論文の評価

これまで日本のみならず国際的に見ても、エリアス、フーコー、ブルデューらの暴力論が個別に検討されることはあったが、暴力の一般理論が試みられたことはなかった。この点で暴力の一般理論を打ち立てようとする本論文の試みはたいへん独創的、意欲的、挑戦的なものとして高く評価することができる。暴力がいたるところ遍在する現代社会においてたいへんアクチュアリティのある研究である。暴力の一般理論を構築するために、ガルトゥング、ブルデュー、ジジェックらの既存の暴力理論を参照するとともに、ギデンズ、セーウェル、アーチャー、エ

ルダー - バスらの社会学理論を積極的に導入している点で社会学理論研究としても高く評価することができる。

従来の社会学における暴力論では、近代社会における構造的暴力について、アレント、バウマンらの議論に典型的に見られるように、官僚制的組織の影響として説明されることが一般的であった。これに対して、本論文はエージェンシー論を導入することによって、個人の意図や動機を組み込んで構造的暴力の説明を行おうとしている点で、従来の暴力論を刷新するものとして評価することができる。またこれにより、近代的な構造的暴力における責任の配分という実践的な課題に解決を与えようとしている点もアクチュアルな意義を有するものとして高く評価できる。

とくにホロコーストに関して、構造的影響を強調するアレント、バウマンの議論と、個人の意図を強調するゴールドハーゲンの議論が「コインの両面」であることを示した点は本論文の重要な功績である。

しかし、本論文には課題もまた残されている。

第一に、構造化理論を修正することによって暴力の社会学理論を構築するという方針は明確に示されており、全体的な構図もすでに描かれているが、理論の細部については粗削りな部分も見られる。とくに第 4 章で導入されている創発理論についてはさらにブラッシュアップすることが必要である。

第二に、一般理論として構想されているため、やむをえないとも言えるが、さまざまな暴力の種別性が十分に考慮されているとは言えない。本論文で言及されている暴力の形態は、喧嘩・レイプ・殺人・ホームレス・貧困・飢餓・組織犯罪・テロリズム・大量虐殺・戦争・ホロコーストなどさまざまである。主にホロコーストに照準して説明は展開されているが、これらの暴力の個別的な特徴を今後より精緻に考察することが求められる。

また、これも一般理論として構想されていることと表裏一体だが、エリアス、フーコー、ジジェックらの既存の暴力論についての詳細な検討がいまだ不足している。これも今後の課題である。

さらに本論文は理論研究として展開されているため、個別的な事例研究がいまだ不足している。今後は具体的な事例を取り上げて調査を実施し、理論の有効性を経験的に示すことが期待される。

Ⅳ　審査結果

　このようにいくつかの課題は残されているものの、審査委員一同は本論文が博士（社会学）を授与するにふさわしい水準に十分到達しているものと判断する。